

感染対策加算に関する院内掲示

吉田病院における院内感染防止対策の取り組み

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生防止と発生時の速やかな対策を行うことに務めます。

2 院内感染対策のための委員会、その他の当該病院等の組織に関する基本事項

- 1) 当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を実施。感染防止対策に関する事項を検討します。
- 2) 感染制御対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実施を行います。

【主な活動内容】

- 1週間に1回程度、定期的に院内巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。
- 院内における感染症の発生防止のための監視活動、手指衛生実施状況の監視、耐性菌監視、抗菌薬使用に関するモニタリングと適性使用の推進。
- 院内感染防止対策マニュアルの作成・改訂。
- 感染防止対策地域連携施設とのカンファレンスと感染防止対策のための取り組み検討。
- 3) 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を設置し、耐性菌の出現を抑える支援を行います。
- 抗生剤使用計画の作成、特定抗生剤の使用状況の主治医へのフィードバック。
- 薬剤感受性率（アンチバイオグラム）の作成、薬物血中濃度モニタリング（TDM）の実施。
- 抗菌薬適正使用マニュアルの作成・改訂、感染対策連携病院からの定期的な助言・指導。

3 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象の研修会を年2回以上行っています。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌等に関する感染症情報レポートを作成し感染制御対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5 院内感染発生時の対策に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染制御対策チームが感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6 新興感染発生時の対策に関する基本方針

新興感染症発生時には、都道府県と連携して感染症患者を受け入れる体制を整えます。

7 患者等に対する当院方針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は、院内に掲示し患者様およびご家族などから閲覧の求めがあった場合にはこれに応じます。

8 その他当院における院内感染対策推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策推進のために「院内感染防止マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し改訂を行います。あわせて、職員自らが感染源とならないよう、血清抗体価検査やワクチン接種、定期健康診断（年1回以上）を進めています。